

京都市交通局管理規程 2-12 (京都市交通局高速鉄道係員規程) の一部を次のように改正する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

第3条中

「運輸係員（嘱託職員を含む。）

運転指令区長」

を

「運輸係員（嘱託職員を含む。）

安全運行管理官

運転指令区長」

に改める。

第3条第3項中「，副所長」を削る。

第5条中「，運転計画，運転指令計画，連絡運輸，相互直通運輸，直通運輸，運転指令」を削り，「事故があるときは，」の右に「主管事務について」を加える。

第6条及び第7条中「，運転計画及び運転保安並びに連絡運輸」を削る。

第9条を次のように改める。

(安全運行管理官)

第9条 安全運行管理官は，高速鉄道部長の命を受け，所属の係員を指揮監督して，高速鉄道の運転計画，運転指令計画，連絡運輸，相互直通運輸，直通運輸，運転指令等に関する業務を掌理し，高速鉄道部長に事故がある

ときは、主管事務についてその職務を代理する。

第10条中「運輸課長」を「安全運行管理官」に改める。

第13条中「事故があるときは、」の右に「主管事務について」を加える。

附 則

この改正規程は、平成18年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)